

令和8年度（2026年度）

茨木市住宅用太陽光発電システム等

設置事業補助制度のご案内

### 募集期間

令和8年4月13日(月)～令和9年3月5日(金)

※窓口へ直接お持ちください

市では地球温暖化対策の一環として、家庭における新エネルギー機器・省エネルギー機器の普及を促進するため、太陽光発電システム・家庭用燃料電池（エネファーム）※・太陽熱利用システム・蓄電システムを設置した方に対して設置費用の一部を補助します。

※家庭用燃料電池（エネファーム）は太陽光発電システムと同時申請の場合のみ補助します

### **【重要】太陽光発電システムの保守点検を行いましょ！**

平成29年4月1日から施行された改正FIT法により、太陽光発電システムを用いて売電を行う場合は、設置場所が住宅であっても、発電事業者として保守点検を実施することが義務付けられています。

また、発電した電気を売電せずに自家消費する場合においても、事故等を未然に防ぎ、長期にわたって安定的に発電を行うため、適切に保守点検を実施することが重要です。

設備を購入した販売業者、設置業者または製造業者に問い合わせいただき、定期的に保守点検を行いましょ。

## ◆補助対象システムと補助金額

対象設備	補助金額
太陽光発電システム（発電出力 10kW 未満）	1kW あたり 12,500 円、上限 50,000 円
太陽光発電システムと同時設置の家庭用燃料電池（エネファーム）※	上限 40,000 円
自然循環型太陽熱温水器	上限 30,000 円
強制循環型ソーラーシステム	上限 40,000 円
蓄電システム（定置型であり蓄電容量が 1 kWh 以上のリチウムイオン蓄電池）	上限 40,000 円

※燃料電池発電ユニットを既設の給湯器に設置する場合は補助対象外です。

～太陽光発電システムの補助金額計算方法（例）～

215W のパネルを 15 枚設置した場合

①最大出力値の計算

$$215\text{W} \times 15 \text{ 枚} = 3,225\text{W} = 3.225\text{kW} \Rightarrow 3.23\text{kW}$$

②補助金額の計算

$$3.23\text{kW} \times 12,500 \text{ 円/kW} = 40,375 \text{ 円} \Rightarrow 40,300 \text{ 円}$$

小数点以下 3 桁目を四捨五入

100 円未満を切り捨て

## ◆応募要件

- ①本市の住民票に記載されている個人が住民票に記載の住所において、対象システムを設置していること。（設置後の申請です。）
- ②次の日から **6 か月以内** の申請であること。
  - ・太陽光発電システム…電力会社と電力の受給契約を開始した日
  - ・太陽光発電システムと家庭用燃料電池の同時申請…太陽光発電システムの電力受給契約開始日または家庭用燃料電池の設置日のいずれか遅い日（太陽光発電システムの電力受給契約開始日と家庭用燃料電池の設置日の間の期間が 1 年以内であること。）
  - ・自然循環型太陽熱温水器、強制循環型ソーラーシステム、蓄電システム…設置日
- ③納付すべき納期限の到来した市税を **完納** していること。（未納や分納中のものがある場合は補助を受けられません。）
- ④過去 5 年度以内に茨木市から補助を受けようとしている設備と同一種類の設備の補助金を受けていないこと。
- ⑤中古、自作品でないこと。

## ◆募集期間

**令和 8 年 4 月 13 日（月）～令和 9 年 3 月 5 日（金）**

※予算に達した場合は受付を終了します。

## ◆申請方法

募集期間内に必要書類を全て揃えて市環境政策課窓口まで直接お持ちください。（申請者以外の代理の方がお持ちいただくことも可能です。）

【受付時間：8 時 45 分～17 時 15 分（土、日、祝日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日を除く）】

◆必要書類（設備ごとに必要書類が異なります）

消せるボールペン、修正液は使用しないでください。

【各設備共通】

1. 申請書（様式第1号）（本人直筆の場合は押印不要）
2. 設備の概要等（様式第2号）
- ※3. 設備の設置費に係る領収書の写し
- ※4. 設備の設置費に係る内訳明細書の写し
5. 申請者の住民票（申請日前3月以内に取得・マイナンバーの記載なし・コピー不可）
6. 誓約書
- ※7.（申請者と住宅の所有者が異なる場合）建物の所有者の承諾書（申請者分は不要）

【太陽光発電システム】

- ※8. 竣工検査の試験記録書（設置後に検査を行い、正常に動くことを証明する書類）
9. 太陽光発電システムの設置状態を示すカラー写真  
（①設置住宅全体、②パネル（上面が確認できるもの）、③パワーコンディショナー）  
**ご自身での写真が困難な場合は、あらかじめ設置業者に依頼するなどしてください。**
10. 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類の写し
- ※11.（太陽電池モジュールの最大出力の合計値が10kW以上の場合）パワーコンディショナー定格出力の合計値が確認できる書類

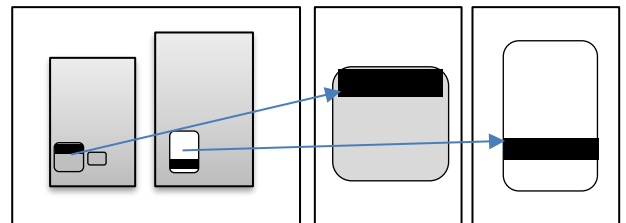
【家庭用燃料電池・自然循環型太陽熱温水器・強制循環型ソーラーシステム】

**家庭用燃料電池の添付書類は、発電ユニットと熱源機の両方のものがが必要です。**

12. 機器の設置状態を示すカラー写真（カラー印刷可）

- ①機器全体の写真
- ②型番がはっきりと読み取れる写真  
（機器の側面や正面に貼ってあります）

13. 保証書等の設置日が記載された書類の写し  
（新築の場合、住宅の引渡書でも可）



①機器全体の写真

②型番の写真(2種類)  
文字が読み取れるもの

【蓄電システム】

14. 蓄電池本体の設置状態を示すカラー写真（カラー印刷可）

**埋め込み式などの場合は、事前に写真を撮影しておいてください。**

- ①蓄電池本体の写真
- ②型番がはっきりと分かる写真  
（機器の側面や裏側に貼ってあります）

15. 保証書等の設置日が記載された書類の写し（新築の場合、住宅の引渡書でも可）

※3, 4, 7, 8, 11 は所定の様式はありませんが、記入書式を市でも用意しております。

市の書式を使用する場合はコピーしたものではなく原本をご提出ください。

※7, 11 は該当する方のみ。

※場合によっては、その他の書類の提出を求めることがあります。

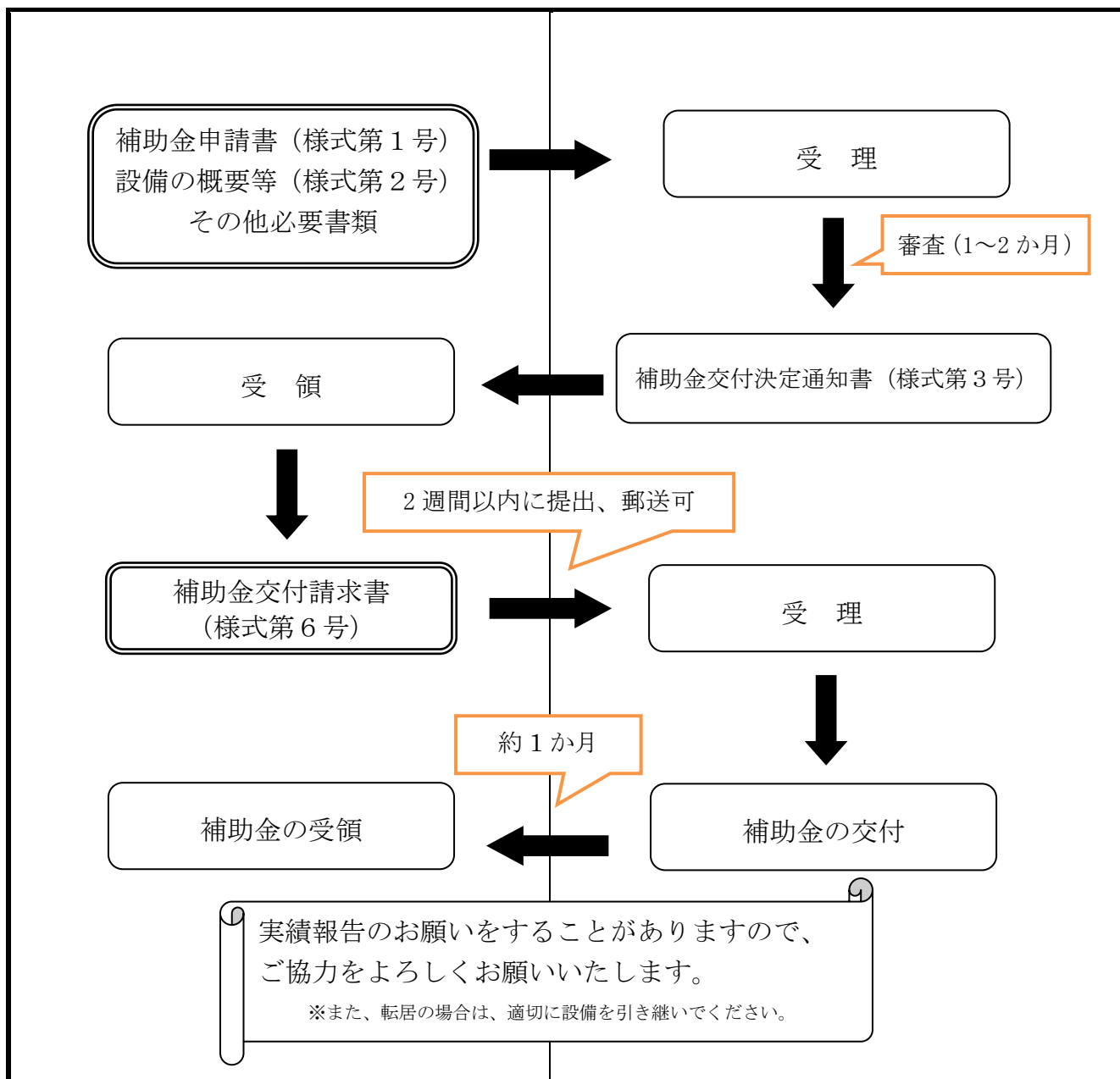
**必ずチェックシートで提出書類に不備がないか確認してください**

### ◆申請から交付までの流れ

二重線で囲んでいる書類は、申請者の方から市へ提出していただくものです。

申請者

茨木市



#### <問い合わせ・申請先>

茨木市 暮らし産業環境部 環境政策課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 本館8階

TEL : 072-620-1644 FAX : 072-627-0289

E-mail : kankyoseisaku@city.ibaraki.lg.jp

HP : <http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyo/index.html>



チェックシート

項目	チェック内容	太陽光	給湯器	蓄電池
申請書(様式1号)	署名または記名押印がある			
	設置建築物は申請者が単独で所有している。		単/他	
設備の概要等 (様式第2号)	補助対象経費は、内訳書の金額と一致している。			
	電力受給開始または設置日は、確認書類の日付と一致している	/	/	/
	上記の日付は、申請日から6か月以内である ※家庭用燃料電池は太陽光の電力受給開始日または家庭用燃料電池の設置日のいずれか遅い日(日付の間が1年以内)			
	(太陽光) (1)合計出力値は小数点以下3桁目を四捨五入している			
	(太陽光) (1)合計出力値は10 kW未満である。		はい/いいえ	
	記入漏れが無い			
領収書	申請者と同一である。			
	このシステムの設置に係る経費の領収書であることがわかる。			
内訳書	上記の内訳明細がある。合計、型式等が一致する。			
竣工検査の試験記録書	設置したシステムに異常が無いことがわかる。			
カラー写真	(太陽光) ①パネル ②パワコン ③家全体 が揃っている			
	(給湯器と蓄電池) ①設備全体 ②型番 が揃っている			
受給開始日が確認できる書類	氏名が申請者と一致している。			
	電力受給地点の住所と対象システムの設置場所が同じである。			
保証書等の設置日が確認できる書類	氏名・住所が住民票と一致している。			
申請者の住民票	氏名・住所が申請書と同一である。			
	マイナンバーが記載されていない。			
	3か月以内のものである。		/	
誓約書	記入漏れがない。			

その他必要な書類について

承諾書	申請者以外の所有者全員のものが揃っている。			
設備の概要等 (様式第2号)	(2)定格出力値(合計)は10 kW以下である。			
パワコンの定格出力値 (合計)がわかる書類	カタログや写真に記載の数値が「受給開始日確認できる書類」の「受給最大電力」と一致する。			



様式第2号（第6関係）

設備の概要等

住宅用太陽光発電システム

補助対象経費		円（税抜き）			
受給開始日		年 月 日			
太陽電池モジュール	製造業者名				
	型 式		公称最大出力	W/枚	枚
				W/枚	枚
				W/枚	枚
				W/枚	枚
(1) 合計出力値 (小数点以下3桁目を四捨五入)					kW
(1) 合計出力値が10 kW以上の場合のみ以下の(2)を記入。					
インバーター	(2) 合計定格出力値 (小数点以下3桁目を四捨五入)				kW

家庭用燃料電池 ※住宅用太陽光発電システムと同時申請に限る

補助対象経費	円（税抜き）
設置日	年 月 日

自然循環型太陽熱温水器・強制循環型ソーラーシステム

補助対象経費	円（税抜き）
設置日	年 月 日

蓄電システム

補助対象経費	円（税抜き）
設置日	年 月 日
蓄電容量	kWh

(住宅用太陽光発電システム)

- (1) 住宅用太陽光発電システムの竣工検査の試験記録書の写し
- (2) 住宅用太陽光発電システムの太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの設置状態並びに当該設備を設置した住宅の外観を示すカラー写真
- (3) 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類
- (4) 太陽電池モジュールの最大出力の合計値が10kW以上の時、パワーコンディショナー定格出力の合計値が記載された書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(家庭用燃料電池等)

- (1) 家庭用燃料電池等の機器本体の設置状態及び全てのユニットの型式番号が分かるカラー写真
- (2) 保証書等設置日が記載された書類の写し（設置日以後に住宅の引渡しを受けた場合にあっては、当該住宅の引渡日が記載された書類の写し）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(蓄電システム)

- (1) 蓄電システムの設置状態及び型式番号が分かるカラー写真
- (2) 保証書等設置日が記載された書類の写し（設置日以後に住宅の引渡しを受けた場合にあっては、当該住宅の引渡日が記載された書類の写し）
- (3) その他市長が必要と認める書類

別記様式（第3関係）

誓約書

年 月 日

（あて先）茨木市長

住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、所在地、  
名称及び代表者の氏名）

生年月日 年 月 日

私は、次の事項について誓約します。

なお、この誓約の内容に関して必要な場合には、自己の法人その他の団体の役員等の住所、氏名及び生年月日を記載した名簿を本人の同意の上、提出するとともに、大阪府茨木警察署に照会することを承諾します。

自己又は自己の法人その他の団体及びその役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団密接関係者

上記の（1）から（3）までに該当するものがあつた場合は、茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱第5第1項に基づく措置を受けることを承諾します。

※ この様式に記載された個人情報、暴力団を排除する目的以外には使用しません。

(裏面)

茨木市暴力団排除条例 (抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号及び第4条第1項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。
- (4)～(6) (略)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (抜粋)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5) (略)
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8) (略)

茨木市暴力団排除条例施行規則 (抜粋)

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの  
ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）  
イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（ウにおいて「営業所等」という。）の業務を統括する者  
ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者  
エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者